

報告第 2 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定及び北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則及び、北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則の制定について、下記のとおり臨時に代理したので報告する。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 令和 8 年 6 月議会で議決された北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定及び北九州市立視聴覚センターの移転に伴い、開館時間及び休館日の変更を行うため、関係規定を改めるに当たり、北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定及び北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について

教育委員会 中央図書館 奉仕課

1 報告理由

当初、令和8年10月8日の教育委員会会議に諮る予定であったが、客足数を満たさず会議が中止となったため、議決を得ることができなかった。

一方、同月15日に規則を公布する必要があったことから、「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」に基づき、同月8日に教育長が臨時代理により規則の制定及び一部改正を行ったので、報告するもの。

2 制定及び改正理由

北九州市立視聴覚センター(以下「視聴覚センター」という。)の効率的な運用を図るため、視聴覚センターを移転することとし、令和8年6月議会に北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案(以下「一部改正条例」という。)を提出し、同条例議案が令和8年6月12日に可決された。

一部改正条例の施行期日については、条例議案提出時点で、視聴覚センターの移転後の開館日が具体的に定まっていなかったため、同条例付則により規則で定める日としていた。

この度、視聴覚センターの移転後の開館日を令和9年2月16日とするため、一部改正条例の一部の施行期日を定める規則を制定するもの。

あわせて、移転後の開館時間及び休館日の変更を行うため、北九州市立視聴覚センター管理規則の規定を改めるもの。

3 施行期日 令和9年2月16日

4 管理規則の一部改正の内容

(1) 開館時間について(第2条関係)

「午前9時から午後5時15分まで」を「午前9時30分から午後5時まで」に改める。

(2) 休館日について(第3条関係)

第1号を「日曜日、月曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)」に改め、第3号として次の1号を加える。

(3) 北九州市立中央図書館の館内整理日

5 管理規則の変更点

	移転後	現状
位 置	小倉北区内4番1号 (中央図書館内)	八幡西区相生町20番1号 (教育センター内)
開館時間	9:30~17:00	9:00~17:15
開 館 日	火・水・木・金曜日 (祝日、図書館の休館日を除く)	火・水・木・金曜日 (祝日を除く)
休 館 日	土・日・月曜日、休日(祝日)、 図書館の休館日	土・日・月曜日、休日(祝日)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年北九州市条例第 2 5 号）別表第 2 の社会教育関係の表の視聴覚センターの項の改正規定の施行期日は、令和 9 年 2 月 1 6 日とする。

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則

北九州市立視聴覚センター管理規則（昭和 5 0 年北九州市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午前 9 時」を「午前 9 時 3 0 分」に、「午後 5 時 1 5 分」を「午後 5 時」に改める。

第 3 条第 1 号中「休日」の次に「（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 中央図書館の館内整理日

付 則

この規則は、令和 9 年 2 月 1 6 日から施行する。

新	旧
(開館時間) 第2条 開館時間は、午前<u>9時30分</u>から午後<u>5時</u>までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (休館日) 第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。 (1) 日曜日、月曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）</u> (2) 略 <u>(3) 中央図書館の館内整理日</u>	(開館時間) 第2条 開館時間は、午前<u>9時</u>から午後<u>5時15分</u>までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (休館日) 第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。 (1) 日曜日、月曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 略